

酒税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後改正前

(納期限の延長等の通知)

第十二条 税務署長又は税関長は、法第三十条の六各項の規定により酒税の納期限を延長したときは、その旨、延長に係る金額、延長した期限その他必要な事項を、延長しないときは、その旨及び理由を、文書をもつて、当該酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者に対して通知しなければならない。

附則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

(納期限の延長等の通知)

第十二条 税務署長又は税関長は、法第三十条の六第一項、第二項又は第三項の規定により酒税の納期限を延長したときは、その旨、延長に係る金額、延長した期限その他必要な事項を、延長しないときは、その旨及び理由を、文書をもつて、当該酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者に対して通知しなければならない。